原告 第35準備書面の要旨

違 背

まえおき

<u>違背の意味は、原告(双葉町)の原子力発電所への安全の信頼</u>をウソで裏切ったことをいう。

双葉町はウソの被害者である。ウソの正体は、東京電力が「止める」「冷やす」「閉じ込める」の公約を守らなかったことである。この公約の陰にあった、発電所を壊さない対策の一つに、SBO 対策と B.5.b 対策を実施しなかったのが主因で、東京電力がいう「想定外」の意味は、発電所周辺の自治体及び住民の思いを代弁している。

これらの公約の監視人である政府、経済産業省は、怠惰で、無責任だった ので、本件事故に至らせた。国民に対するこの責任は、民間企業である東 京電力よりも、規制義務のある経済産業省の責任の方が何倍も重い。単な る不作為とか職責放棄ということでは終わらない。国民の安寧を壊させた 責任は、司法罰に基づいて裁かれなければならない。

1. 双葉町の尊厳と自尊心

(1) 元双葉町長の憤り

双葉町は、原子力発電所の所有者でもなければ、使用者でもない。したがって、一切迷惑なことを強制させられる理由は皆無である。

迷惑なことといえば、双葉町が放射能に汚染され、町に住めなくされた ことと、町民の生命、身体が脅かされ、及び、財産の価値をなくされたこ と、住めなくされた上に、双葉町の尊厳と自尊心を逸失させたことである。

原子力発電所の事故に至る過程で、東電は、津波情報を隠ぺいし、土堂 副所長をもって、事故は起こらないと双葉町役場の町長応接室で、豪語し ていたのは双葉町の尊厳にかかわる重大なことである。この裏で、平成 20 年 9 月当時の小森所長ら幹部が、福島第一原子力発電所、第二応接室で 津波対策の秘密会議をして、**対策は不可避**という結論を出しながら、双葉 町にはウソを貫いていたからである。

又、第一原発3号機にプルサーマル導入を求める大事な会議に、国と福島県が、議題から津波問題を外すことを話し合っていた。結果、被告国、被告東電の提出資料には津波についての記述がなかった。福島県原子力安全確保技術連絡会議を騙したために、発電所所在四町会議において、プルサーマル導入を承認してしまった。これは、**詐欺**である。

双葉町と大熊町、福島県が東京電力と結んでいた「**安全確保協定**」の各 条項に、被告東電は虚偽の報告を重ねた結果、本件原発事故を招いたウソ による事故であるので、決して「**想定外**」ではない。正しくは、想定して いながら対策を行わなかった事故で、災害ではなく**過失事件**である。

本件における最大の被害は、**政府災害対策本部長のウソ・偽装**によるもの。

双葉町は限界集落に数え上げられるほど小さな町だが、双葉町民にとっては、地球に一つしかない大切な町なのだ。

この町を壊しておいて、我が物顔でいる被告らを原告は絶対許さない。

(2)被告東電の公約の「止める」「冷やす」「閉じ込める」

被告東電の公約の「止める」「冷やす」「閉じ込める」(以降、3つの公約と呼ぶ。)はいずこへ葬ったのだ。想定外などと悪質な冗談はやめて、真面目に双葉町と町民に語っていた「公約の顛末書」を示すことを求める。

この顛末書を双葉町及び町民に提出しないままで、事故の収束など 認められない。

いつでも、どこでも、だれにでも語っていた3つの公約は、ほとんどの町民は、忘れはしない。もう待ちくたびれた、早くこの公約の顛末書を、被告東電は双葉町と原告及び町民に報告しなければならない。

(3) 原発の安全の監視人の原子力安全・保安院の責任放棄は敵前逃亡

国の災害対策本部を構成する集団は、2011年3月11日15時以降から現在に至るまで、「情報を隠し、偽装し、国民と被災者たちを騙す」という卑劣な対応を続けている。

何度も言ってきているが、事故前に備えていた「**原子力災害対策マニュアル**」を誰が、どこに隠したのかの調査が、一番先に求められる。

隠しておきたいのは規制主務庁の経済産業省だと誰でもわかる、災害対策基本法第一条には「**それぞれの責任を明確にし**」になっていることからも、規制に失敗し、その責任追及される確率が高い経済産業省が偽装と隠蔽の主犯と見ることは自然なことだ。

経済産業省が偽装と隠蔽の主犯と考えるのは、3月11日の保安院と 配下の保安検査官たち、及び、原子力防災専門官の行動でわかる。

平成22年度浜岡原子力発電所の総合防災訓練では、菅直人総理大臣が歴代の総理大臣と同様に、原災法に従い緊急事態宣言発出、及び、EPZに決められている10km以内の住民避難指示を官邸地下の危機管理センターにおいて、関係閣僚、関係職員等及び、マスコミの前で宣言していた。時を置かずに、政府原子力災害対策本部を立ち上げて、同時に政府原子力災害現地対策本部長に本部長の権限の一部の委任を行うことになっていた。

しかし、本件事故では、本部長が副本部長への委任は行われなかった。これは、JCO 臨界事故の反省を顧みない暴挙で、本部長の背任と受け止めている。

今日に至っても、現地本部長は無任所の状態なのに、偽装を続け、 違法な決定と指示をしている。

これらを原告は、絶対許すことはできない。**原子力安全・保安院の** 責任放棄は敵前逃亡と判断しているので、逃がすことはできない。

(4) 経済産業省は事故対応に関われない

本件事故の主因は、経済産業省の公務員としての規律違反に去来 するもので、本件事故対応に関わることは、彼らの「ウソと偽装に よって」国益が損なわれてしまうので関われない。

本件「発電所破壊事件」においては、正しいジャッジマンが日本に は存在していないので、<u>事故の前後を知る私(原告)が評価する以</u> 外に方法は無いようだ。

では、原告が見た評価は、存在していたルールを勝手に壊し、有った約束を葬り去り、加害者達が、加害者達による、加害者達のための、被害者切り捨てを行っている。加害者 A と、被害者 B との関係では(騙した受益者 A と騙された被害者 B)という計算式になっていることが分かる。

A に差益があることは、B がマイナスにならないと収支が合わないことになる。くどいようだが A が得をした分は、B が損をしている。

この A が事故で支払う義務があるのに、偽装工作で B に損を与えたことは、B に対して「**詐取、詐害**」を発生させたということである。

(6) 策文 (注) とデマの流布による被ばく被害

本件事故では、被告らは隠すことに徹している。その最たるものは、 本件事故の最大の責任者集団の原子力安全委員会、原子力安全・保 安院、原子力安全基盤機構等の組織を解散、隠匿、放免させたこと が、被告らの責任の重大さの現れである。その上で、責任回避のた めの放射能隠しを始めた。原告は本件事故の前から、双葉町長とし て環境放射能の報告を福島県原子力センターから、四半期ごとに受 けていたので、この時の数値は把握していた。

この数値を原子力安全・保安院も承知していたはずだが、どうした ことか国際機関らにこじつけて、放射能は安全だというデマをマス コミに流させた。国際機関というと、日本人は疑問を持たないが、 彼らは原子力産業の使用人であるので、原子力推進政策を妨げることなど言うはずがない。枝野官房長官が言った「~直ちに影響がない」とか、山下俊一が語った「100シーベルト以下は発症しない。ニコニコ笑っている人には影響が来ない」というデマの流布は、大変重い責任がある。

被ばくを恐れる人を騙して、避難をさせないようにすることは、その人の意思を変えてしまうので、デマで避難の意思を妨害して被ばくを強制した犯罪である。

根拠のない策文で、避難の必要性を騙して避難を妨害したのは、犯罪であると判断している。

双葉町民は、1号機のベントを告知されずに、双葉町で避難準備中、1号機の爆発物を頭から被せられ、無限大の被ばくだったのに、一切報道されずにいた。この原因は、菅直人総理大臣がオフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会を立ち上げるべく、池田経産副大臣に本部長の権限の一部を委任しなかったということが、主因であることがわかってきた。

双葉町民らの被ばくは、官邸が事故情報を独占し、双葉町災害対策 本部長に発電所の深刻な状況を、知らせなかったことによる人為的災 害で、犯罪である。

(注)「策文」とは:原告の造語―欺罔・奸詐を駆使して、事実を隠し、無いことをあるように示し、人を騙す意図を含んだ文章をいう。

(7) 双葉町災害対策本部の立場

双葉町災害対策本部の立場は、防災基本計画、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、原子炉等規制法、原子力災害対策マニュアル等に定められていた、政府災害対策本部の役割が正常に機能していない現実において、双葉町の責務の遂行の義務は滅却されていることを基本に、以降主張していくことにする。

3 任意の妨害組織

ここでいう、妨害組織とは、「防災基本計画(抄)第 10 編、災害対策 基本法、原子力災害対策特別措置法、原子炉等規制法、放射線障害防 止規則、電気事業法等及び原子力災害対策マニュアル、双葉町原子力 災害対策計画、防災訓練マニュアル」の<u>すべてに存在しない任意の組</u> 織「内閣府原子力被災者生活支援チーム」をいう。

菅政権が作り、ウソを広め、偽装し、人の私権を侵し、無法の限り を尽くしていることを下記に記した。

彼らが行ったことは、法的裏付けがなく任意なのに、優越的地位を悪用し、憲法第 18 条の本旨に背く**苦役を強いて**、国民、被災者に対して無法の強制を行ってきている。彼らは公費が使えないのは当然、公費を使っていたら違法支出なので国庫に返還させなければならない。これを拒めば、窃盗、横領等の犯罪になることは間違いがない。

この会議は、JCO 臨界事故の反省から事故時のために備えられていた原災法、 並びに、「**原子力災害対策マニュアル**」を悪意で滅失したもので、官邸 2 階小ホールという会議の場所からして、密室で公論を排除した形で作られたもので、違法なことが明確にわかる。

平成 22 年の浜岡原発 原子力総合防災訓練では、菅総理以下、関係閣僚たちが従来からの「原子力災害対策マニュアル」に則り、<u>官邸地下の危機管理センターにおいて</u>、緊急時の対応をしていたにも関わらず、本件原発事故では、<u>違法に発電所周辺の自治体及び住民を排</u>除して事故対応をしていることがここでわかる。

官邸は、被災者と情報交換や対話ができなかったことを悪用した、 民主党政権の体質なのかもしれないが、違法であるので許されること は無い。

この違法な組織は、菅直人と仲間たちの勝手な、事故隠しのため の組織であったことは間違いがないが、この黒い幕に隠れている職域 温存を目指す者たちが、真犯人であるような気がする。

資料 1

原子力災害被災者支援の体制強化について (原子力災害対策本部長決定)

福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力災害被災者(以下「被災者」という)の生活支援が喫緊の課題であることにかんがみ、「平成23年(2011年)福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部」の下に、「原子力被災者生活支援チーム」を設置する。

(**原子力災害対策本部長決定**)とは、本部長の決定に至る法の裏付け と、合法の下で、合意形成の経緯が公開されなければならない。

違法の場合、予算が組めず、国税は使えないはずなので、単なるボランティア組織なのだろうと原告は解釈している。

又、この組織「**原子力被災者生活支援チーム**」の法律上の位置を法制 化しない限り、権限で国民を采配することができない。

したがって、この組織の実態は「幽霊」で無名・無実である。

2 構成員

チーム長 海江田経済産業大臣

チーム長代理 福山官房副長官

平野内閣府副大臣

副チーム長 関係省庁副大臣等

事務局長 松下経済産業副大臣

事務局原子力災害対策本部事務局を拡充

(設置場所は当面経済産業省庁舎内)

海江田経産大臣は与えられた主務を放棄して、こんな非合法組織のところにいては、ERC(経済産業省原子力災害対策本部)の業務が滞ってしまうのは当たり前である。すなわち、本件事故では原災法に則った事故対応を行わなかったといことである。

過去の経産大臣は、ERC において、**原告ら発電所周辺自治体**及び福島県 知事と並んで、テレビ会議で政府災害対策本部長らが、事故対応状況を確 かめ合っていた。海江田の任務懈怠で発生した国家・被災者・国民の損害 は甚大なので、この損害を海江田に対して、原告並びに国民は損害賠償を 請求しなければならない。

2. 構成員

チーム長代理 福山内閣官房副長官

平野内閣府副大臣

事務局長 松

松下経済産業副大臣

事務局長代理 北川経済産業省総括審議官

内閣官房内閣審議官

内閣府政策統括官(防災担当)(調整中)

食品安全委員会(調整中)

原子力安全委員会 (調整中)

警察庁警備局長

総務省官房総括審議官

消防庁(調整中)

法務省大臣官房審議官

外務省局長(調整中)

財務省大臣官房審議官(災害担当)

文部科学省科学技術・学術政策局長

厚生労働省健康局長

農林水產省技術総括審議官

経済産業省産業技術環境局長

経済産業省原子力安全·保安院長

国土交通省運輸安全政策審議官

気象庁次長

海上保安庁警備救難監

環境省局長(調整中)

この構成表は、日本政府の誤魔化しをさらけ出している。このようなことを双葉町の災害対策本部長が行えば、マスコミでたたかれることは必至だ。

しかし、国だからといって、このような「法外な組織」が認められるはず

がない。マスコミが書かないから、国民はこのことを知らないだけの話だ。

この組織から判断すると、日本には二つの国家機関ができたことになる。 問題は上記の組織の予算は、いつ、どこで、だれがつけたのかの、説明が必要だ。

無償或いはボランティアで運営されているはずなので、国の予算が使われていたら、不当な流用ということで、予算委員会で追及されなければならない。

この組織が、大きな問題をはらんでいることは間違いがない。日本に2つの国家があることを、いつ、国会で可決・成立したのか、原告にはわからない。

原告は、従来から、「**内閣府原子力被災者生活支援チーム**」を認諾したことがないので、彼らに同調することもなく、又、従った経緯は存在しない。

比べる条件には、適格・適正・正確・公平・公正なのかという考察がなければならない、前処理を必要としているものと、そうでないものを比較する場合、前処理をして同質あるいは同量・対等で変化を探ることになっている。

「福島は、福島の事故前と事故後の放射能の変化を数値化して比べなければならない」のに、広島・長崎原爆被害と比べたり、チェルノブイリ事故被害と比べて、福島は何分の1とか、第三者らが勝手に作り話を述べてきたが、無意味で、本来比べられるものではない。

もし、比べたいのなら、①因果、状態・状況、同質、同量、数値、規模、 範囲、試料採取条件、試験規格・基準、試験器、気候、試験雰囲気等を共通 化して、点検者の同じ資格等と、用いる単位を統一したものを使わなければ ならない。

本件「発電所破壊事件」においては、①ができていないのに、チェルノブイリ事故の何分の1だけとか、広島・長崎原爆よりは被曝の影響が少ないとか、直ちに影響が無いと政治家が<u>策文</u>を語り、同じもののように空想させている。これらについて原告は、「集団幻覚」を誘い偽装を主張する者達から、

比較する証拠が何も提供されていないので、バックチェックができないので、 まったく信用していない。

よって、本件「発電所破壊事件」においては、福島県原子力センターが長年環境放射能モニタリングをしてきたデータを基に、事故前と、事故 後の数値の差を被ばくの実態と考えればよいのである。

※「ウソ」で当たり前の補償を免れたら、その差額分は、債権者の 利益を詐取したことになり、債務者がウソで差益を得る「詐欺罪 という刑事罰が待っていることを忘れては困る。

本件事故を反省することなく被告らは、本件事故は避けられないものだったと公言している始末だ。本件はこれらの総体から判断して、極悪で、そして永遠につながる「加害事件」と呼ぶことにする。被告東電は事件直後、「想定外」でしたとウソを言い、罪に問われないでいるが、それは違う、<u>やることをやらなかったから引き起こした</u>、「真正の事件」であると判断している。

下図-1は、私が、双葉町長に就任してから作った町の広報誌の中に、記載していたものであるが、出典は(財)日本原子力文化振興財団の資料から転載したものだ。この「7つのポイント」を実現させていたら、本件事件は起こり得なかったことになる。したがって、「想定外」という免責規定は、どこにも存在していないということが証明できる。

想定外について

大辞泉には「事前に予想した範囲を超えていること。」と書いてある。

図1に示したように、「**7つのポイント**」を原子力産業自身が示していたことを真に受けて、双葉町の広報誌に掲載して、町民に示していた。

東京電力が事故後に責任逃れを「**想定外**」と言っていることは、偽証であり、完全に逃げ口上に過ぎないことはこれまでの説明でわかること。歴史を隠し、経験に学ばせている

「**愚者は経験に学び、賢者は歴史に学ぶ**」(オットー・フォン・ビスマルク)が言った言葉だそうだが、和訳には諸説があるようだ。

本件事故の「**発電所破壊事件**」において、ビスマルクの「**賢者は歴史 に学ぶ**」を引用すると、被告国は、毎年続けてきた原子力災害防災訓練から、何も学んでいなかった愚者に分類することができる。

しかし、被告らは愚者で終わることは出来ない、防災訓練の主導者で 原発の規制の頂点にいる原子力安全・保安院が、この訓練を引っ張って きたから、愚者になりたくても無理な話だ。

本件事故の「**発電所破壊事件**」において、原子力安全・保安院が日本の社会から姿を消したが、事故時にはしっかり存在していたので、不作為の誹りを免れ、免罪される立場にはない。事故後に規制庁に姿を変えたとしても、不遡及の原則の、従前の法から逃げきれるものではない。

更に、本件事故で被害に遭っている「**国民を騙し、そそのかし、差別し、実 書を風評被害とウソで偽装し**」、本来なら犯罪として立件されるべきものを司法 は放置し、憲法に保障された国民の権利、「知る・自由・健康」を侵害したこと で発生した損得勘定では、債務者に「差益」が発生している現状を鑑みると、 債権者の請求権を「妨害・詐取」したものと判断している。

安全確保協定(略称)の要点

安全確保協定は、原子力発電所が稼働出来るための原点である。法的根拠は 無いが、発電所が運転できるための立地との契約である。この効果は双葉町が 運転を止めることを要求すれば、止めなければならないほど強力な拘束力が ある。この協定の原点は、地元と東電の「**信頼関係**」が、構築されていなけれ ばならないというものである。

しかし、東京電力は、この信頼関係の原点の安全確保に必要な津波地震の重要な情報を、隠蔽し続けて本件事件(発電所異常事態)につながったのであるから、赦免はできないのである。

この安全確保協定の随所には、「**安全**」という文字が使われている。この「**安全**」を忘却することも、滅却することも出来ない、不遡及の原則を引用して語り継がなければならない。

安全確保協定は本裁判での最大の争点であるので、避けて通れ ない。

○原子力防災

Q: 防災とはどのようなことをいうのですか。その責任はどうなっていますか。(Q は誰なのか不記載)

A:『ここでは、災害対策基本法の説明をしていて、責任の所在について説明している。さらに重要なことは、<u>災害対策基本法施行令</u>で定める災害の原因の一つとして「**放射性物質の大量の放出**」が掲げられ、①**人為的災害の一つとして**、原子力災害が天災と同様に災害対策基本法の適用を受けることとなりました。

「災害対策基本法」では、②**防災責任を明確にするように強調されており**、国、地方公共団体、指定公共機関並びに住民について、それぞれの責務を以下のように明示されています。』(A が誰なのか不記載)

原告の解釈:①「<u>放射性物質の大量放出は人為的災害」</u>と位置付けている ことは大変重要だ。

更に、ここの防災の説明からすると、<u>未然防止</u>、被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を図るとなっているのに、どうして本件事故の未然防止ができなかったのだろうか。したがって、このような「**発電所破壊事件**」で被害を

受けて、国及び福島県の、「**彼らの任務懈怠」によって被害が拡大**させられてしまった。

②「防災責任を明確にするように強調されており」被告らの責任が強調されていることがわかる。最高裁判所の判示は間違っているので、被告らは責任から逃げきれないのである。

原子力について

- 組織と業務
- 原子力発電所の安全性の検査
- 廃棄物の処理処分
- 技術基盤の整備
- 事故・トラブル

- 原子力発電所の安全性の審査
- 加工・再処理施設の安全性
- 核燃料物質の輸送と貯蔵の安全性
- ▶ 防災対策
- 資格試験

防災対策

○ 原子力防災

防災とはどのようなことをいうのですか。その責任はどうなっていますか。

昭和34年9月の伊勢湾台風による被災を契機とし、昭和36年に制定された「災害対策基本法」(昭和37年7月施行)では、「国土や国民を災害から守るため、公共機関が必要な体制を整備し、責任の所在や必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的な防災行政の整備・推進を図る」ことを目的としており、関係機関がそれぞれの立場に応じて防災に責任をもち、防災計画を作成し、実施することが定められています。災害対策基本法においては、災害は「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象又は大規模な火事もしくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。」と定義され、災害対策基本法施行令で定める災害の原因の一つとして「放射性物質の大量の放出」が掲げられ、人為的災害の一つとして、原子力災害が天災と同様に災害対策基本法の適用を受けることになりました。また、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を図ることを防災といいます。なお、平成11年9月に発生した(株)JCOウラン加工工場で発生した臨界事故を教訓とし、平成11年12月17日に、現行の災害対策基本法と相まって機能する特別法として「原子力災害対策特別措置法」が制定され(平成12年6月施行)、併せて「原子炉等規制法」の一部改正が行われました。「災害対策基本法」では、防災責任を明確にするように強調されており、国、地方公共団体、指定公共機関(日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会等の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信等の公益的事業を営む法人のうち内閣総理大臣が指定したもの)及び指定地方公共機関(公益的事業を営む法人のうち都道府県知事が指定したもの)、並びに住民について、それぞれの責務を以下のように明示しています。

≪ 下記は、前頁の拡大版≫

○ 原子力防災

防災とはどのようなことをいうのですか。その責任はどうなっていますか。

昭和34年9月の伊勢湾台風による被災を契機とし、昭和36年に制定された「災害対策基本法」(昭和37年7月施行)では、「国土や国民を災害から守るため、公共機関が必要な体制を整備し、責任の所在や必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的な防災行政の整備・推進を図る」ことを目的としており、関係機関がそれぞれの立場に応じて防災に責任をもち、防災計画を作成し、実施することが定められています。災害対策基本法においては、災害は「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象又は大規模な火事もしくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。」と定義され、災害対策基本法施行令で定める災害の原因の一つとして「放射性物質の大量の放出」が掲げられ、人為的災害の一つとして、原子力災害が天災と同様に災害対策基本法の適用を受けることになりました。また、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を図ることを防災といいます。なお、平成11年9月に発生した(株)JCOウラン加工工場で発生した臨界事故を教訓とし、平成11年12月17日に、現行の災害対策基本法と相まって機能する特別法として「原子力災害対策特別措置法」が制定され(平成12年6月施行)、併せて「原子炉等規制法」の一部改正が行われました。「災害対策基本法」では、防災責任を明確にするように強調されており、国、地方公共団体、指定公共機関(日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会等の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信等の公益的事業を営む法人のうち内閣総理大臣が指定したもの)及び指定地方公共機関(公益的事業を営む法人のうち都道府県知事が指定したもの)、並びに住民について、それぞれの青務を以下のように明示しています。

国の責務

- (1) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき防災基本計画を作成し、法令に基づきこれを実施し、 防災に関し、万全の措置を講ずる。
- (2) 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関が行う防災業務の推進を図るとともに、その総合調整を行う。
 - (3) 災害に係わる経費負担の適正化を図る。

都道府県の青務

- (1) 地域内の住民の生命、身体、財産保護のため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該地域に係わる地域防災計画を作成、実施する。
 - (2) 区域内市町村、指定地方公共機関が行う防災業務の支援、総合調整を行う。

市町村の青務

- (1) 地域内の住民の生命、身体、財産保護のため、関係機関、他の地方公共団体等の協力を得て、当該地域に係わる防災計画を作成、実施する。
- (2) 消防機関、水防団等の組織の整備並びに区域内の公共的団体等の防災組織及び住民による自主防災組織の充実を図る。

指定公共機関及び指定地方公共機関の責務

- (1) 機関の業務に関係した防災計画を作成、実施する。
- (2) 防災業務に関し、都道府県、市町村に協力する。
- (3) 機関の業務の公共性又は公益性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与する。

住民の青務

- (1) 地方公共団の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等防災に関する責務を有する者は、法令や地域 防災計画の定めるところにより、誠実に活動する。
- (2) その他の住民は、自ら災害に備えるための手段講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与する。
- 〔出典〕「災害対策基本法」(昭和36年11月15日法律第223号、最終改正:平成15年6月18日法律第92号)

▲ PageTop

防災に関する組織体制はどのようになっていますか。

「災害対策基本法」では、国、都道府県及び市町村に対して、それぞれ防災会議の設置が義務づけられ、防災行政の推進が図られています。 なお、原子力災害に対しては、別途「原子力災害対策特別措置法」に基づき定められています。

国の防災会議

[中央防災会議]

(1) 内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣、他の国務大臣、指定公共機関の代表者及び学識経験者等によって構成される。

また、関係行政機関及び指定公共機関の職員並びに学識経験者により構成される専門委員会を置く。

- (2) 防災基本計画を作成し、実施する。また、非常災害に際し、緊急措置計画を作成し、実施する。
- (3) 内閣総理大臣の諮問に応じて、防災に関する重要事項を審議する。
- (4) 防災行政の推進上必要ある場合には、地方防災会議又は地方防災会議協議会に対して、必要な勧告を行う。

地方の防災会議

[都道府県防災会議]

- (1) 都道府県知事を会長とし、指定地方行政機関の長又は職員、陸上自衛隊方面総監、教育長、警察本部長、指定 公共機関の長等によって構成される。
 - (2) 都道府県地域防災計画を作成し、実施する。
 - (3) 地域に係わる災害発生時に当該災害に関する情報収集等を行う。
- (4) 災害発生に際し、災害応急対策及び災害復旧に関し、当該都道府県、関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定値法公共機関相互間の連絡調整を図る。
 - (5) 非常災害に際し、緊急措置計画を作成し、実施する。
- (6) 防災業務遂行に際し、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求める。

[市町村防災会議]

(1) 市町村は、市町村防災会議を設置する。

市町村は、市町村防災会議を共同して設置することができる。

市町村は、市町村防災会議を共同して設置したとき、市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、市町村防災会議を設置しないことができる。

(2) 市町村防災会議の組織及び業務は、都道府県防災会議の組織及び業務に進じて、市町村の条例で定める。

原子力防災対策に係る国等の取組みはどのようになっていますか。

原子力防災については、従来から災害対策基本法に基づいて、国、地方公共団体等において防災計画を定める等の措 置がなされていましたが、TMI事故直後の昭和54年(1979年)4月3日、閣議において内閣総理大臣が原子力発電所等に 係る防災体制の再点検を指示し、防災体制の見直し、整備作業が開始されました。 原子力安全委員会は、同年4月23 日、原子力発電所等周辺防災対策専門部会を設置し原子力防災に特有な専門的事項に関し検討を開始するとともに、同 年6月28日には、万一の場合に国に対して技術的助言を行うための緊急技術助言組織を設置しました。その後、同年7月 12日に中央防災会議において「原子力発電所等に係る防災対策上当面とるべき措置について」が決定され、原子力防災体 制の充実が図られました。 昭和55年(1980年)6月26日には、原子力安全委員会における専門的事項に関する検討結 果が、「原子力発電所等周辺の防災対策について」(いわゆる防災指針)としてとりまとめられ、その後の地域防災計画 の見直しに反映され、防災対策の充実・強化が図られています。なお、本指針は平成12年に表題が「原子力施設等の防 災対策について」に変更され、最終改訂は平成15年7月となっています。 昭和59年(1984年)6月21日に、原子力安全 委員会は、「防災指針」に基づく具体的実施の一つとして、「緊急時環境放射線モニタリング指針」を決定しました。 なお、本指針の最終改訂は平成13年3月となっています。 また、原子力安全委員会は、昭和61年(1986年)4月に発生 した旧ソ連チェルノブイル原子力発電所事故を踏まえ、旧ソ連がとった緊急対応措置等について調査、検討を行い、我 が国の原子力発電所の特徴等を考慮して定めた原子力防災体制及び諸対策を基本的に変更すべき必要性は見出されない。 との結論を得ています。 平成11年(1999年)9月の(株)JCOウラン加工工場で発生した臨界事故を教訓として、次の ような対策が重要であることが明らかとなりました。

- (1) 迅速な初期動作の確保
- (2) 国と地方公共団体との有機的な連携の確保
- (3) 国の緊急時対応体制の強化
- (4) 原子力事業者の責務の明確化

このような点を踏まえ、同年12月17日には、現行の災害対策基本法と相まって機能する特別法として「原子力災害対策特別措置法」が制定され(平成12年6月施行)、併せて「原子炉等規制法」の一部改正が行われました。 これに関連し、平成12年5月に「原子力施設等の防災対策について」を、平成12年8月に「環境放射線モニタリングに関する指針」及び「緊急時環境放射線モニタリング指針」を一部改訂しました。 また、平成12年9月に「特定のウラン加工施設のための安全審査指針」並びに「ウラン加工施設に対する運転管理等における重要事項」を決定しました。

〔出典〕 「原子力災害対策特別措置法」(平成11年12月17日法律第156号)

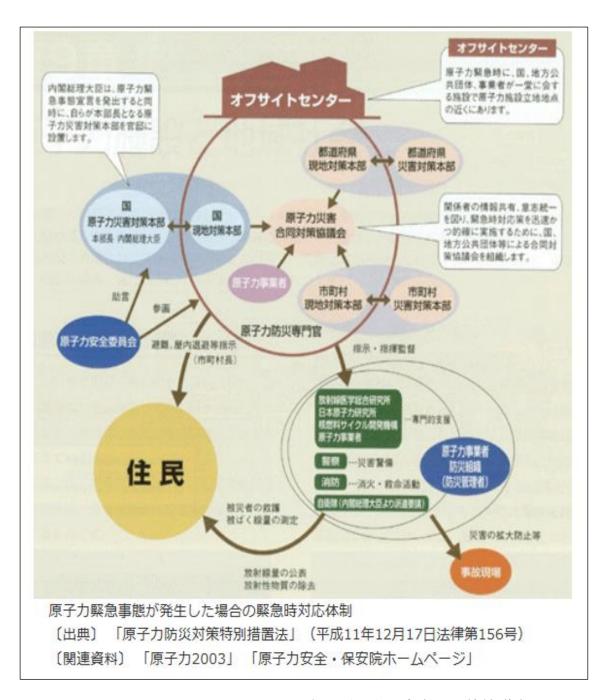
「原子力施設等の防災対策について(原子力安全委員会)」(昭和55年6月決定、平成15年7月改訂)

原子力災害は、他の災害と比べてどのような違いがありますか。

原子力施設における事故により、放射性物質又は放射線の異常な放出あるいはそのおそれがある場合、防災活動の内容としては、施設における異常事態の検知及び関係機関への情報の連絡に始まり、緊急時環境放射線モニタリングの開始、災害対策本部の設置、住民への情報伝達を含む連絡体制の確立、関係諸機関の所定の行動、災害の低減化のための住民の行動に関する指示等が挙げられます。 これらの防災活動を含む原子力防災対策には、一般防災対策活動に共通あるいは類似のものに加えて原子力に特有なものがあります。原子力に特有なものとして以下のことが考えられます。

- ・ 放射性物質又は放射線の存在は、放射線測定器を用いることにより、健康への影響が考えられない微量でも検知できるが、その存在を、五感で直接感じることができず、被ばくの程度を自ら判断できないこと。
 - 一般的な災害と異なり、自らの判断で対処するためには、放射線等に関する基本的な知識を必要とすること。
- ・原子力災害は原子力事業者の活動によって発生するため、原子力事業者がその予防対策、応急対策について、大き な責務を有すること。
 - 原子力防災には、原子力に関する専門的知識を有する機関の役割や指示、助言等が重要であること。
- 一方、通報連絡、住民の退避措置、飲食物の摂取制限等の防災対策の実施については、一般防災対策との共通性あるいは類似性があるので、専門知識に基づく適切な指示があれば、これを活用した対応が可能です。 したがって万一、放射性物質又は放射線の異常な放出あるいはそのおそれのある場合には、前述の特殊性、類似性等を勘案して、適切な対策を講じることにより、周辺住民等の心理的な動揺あるいは混乱を防止し、異常事態による影響をできる限り低くすることが重要です。 このため、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法等に基づいて原子力防災計画の作成、防災資機材の整備、防災訓練の実施等により、緊急時の活動が円滑かつ有効に行われるよう普段から準備する必要があります。 平成11年9月に起きた(株)JCOウラン加工工場における臨界事故により顕在化した課題を踏まえて、「原子炉等規制法」の一部改正や「原子力災害対策特別措置法」の制定が行われました。

〔出典〕「原子力施設等の防災対策について(原子力安全委員会)」(昭和55年6月決定、平成15年7月改訂)



上記にあるように、オフサイトセンター内の原子力災害合同対策協議会には、 町村の災害対策本部が参加することになっていなければならない。

緊急時対応センターとは何ですか。

経済産業省では、原子力防災体制の強化を図る目的で、原子力発電所などの施設で緊急事態が発生した場合に活動の 拠点となる場所として、原子力安全・保安院に「緊急時対応センター」を設置しています。

万一原子力事業所から原子力災害対策特別措置法(原災法)の第10条による異常事態の通報があると、緊急時対応センターに経済産業省の原子力災害警戒本部が設置されます。さらに、原子力緊急事態に該当すると認識されると、この原子力災害警戒本部は経済産業省の原子力災害対策本部となります。 経済産業省原子力災害対策本部長を経済産業大臣が務め、事務局長は原子力安全・保安院長が務めます。

なお、これとは別に、原災法の第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出されると、首相官邸に政府の原子力災害対策本部(本部長:内閣総理大臣、事務局長:原子力安全・保安院長が兼務)が設置され、緊急時対応センターにある経済産業省の原子力災害対策本部は、政府の原子力災害対策本部の事務局の一部として機能します。

関連する行政機関、公共機関、原子力事業者等が実施する緊急事態応急対策の総合調整、本部長が行う関係者への指示 や調整などについて、必要な事務処理を行うために、総括班、プラント班、放射線班、住民安全班、医療班及び広報班 の6班が設置され、原子力安全・保安院の職員がこれらの班の事務を分担し実施します。

緊急時対応センターの会議を行うスペースには、大画面モニターやホワイトボードが置かれ、また、通信設備としては、各オフサイトセンターとの間の専用電話回線を始めとする電話回線、ファクシミリ、テレビ会議システムが設置されています。

さらに、原子力災害対策本部における検討を助けるため、発電所等の状況を迅速、的確に把握するとともに、その後の原子炉の状況を予測して災害対策を支援する「緊急時対策支援システム(ERSS)」及び放射性物質の拡散等の影響を予測する「緊急時迅速放射能影響予測(SPEEDI)ネットワークシステム」の端末が配備されています。



経済産業省原子力安全・保安院内の緊急時対応センター (平成13年度原子力総合防災訓練) 〔出典〕 「原子力2004」 (経済産業省 資源エネルギー庁編集 パンフレット) 〔関連資料〕 「原子力安全・保安院ホームページ オフサイトセンター」 /archive/nisa/archive/bousai2/taisei/index_ofc-02.htm

本件において、このような写真を公開しなければならない。

緊急時においては、どのような放射線モニタリングが行われるのですか。

緊急時には、周辺住民の被ばくをできるだけ低減するため、適切な防護対策(屋内退避、避難、飲食物摂取制限等)をとる必要があります。 そのため、地方公共団体に設置される災害対策本部は、原子力安全委員会の「緊急時環境放射線モニタリング指針」に基づいて、緊急 事態発生直後、速やかに緊急時環境放射線モニタリング(緊急時モニタリング)を実施します。 平常時における原子力施設周辺の環境モニタリングは、地方公共団体、原子力施設設置者及び国がそれぞれの役割に応じて実施しています。 しかし、原子力発電所等に異常事態が生じ、放射性物質の大量の放出が生ずるか、またはそのおそれのある場合には、災害対策本部に、日本原子力研究開発機構、電気事業者等の専門的支援を受け、モニタリングセンター及び複数のモニタリングチームが組織され、あらかじめ作成されたモニタリング計画に従い緊急時モニタリングを実施します。 緊急時モニタリングは、2段階で行われ原子力緊急事態の発生時に迅速に行う第1段階のモニタリングと、周辺環境に対する全般的影響を評価する第2段階のモニタリングを実施します。

【第1段階のモニタリング】

【第2段階のモニタリング】

第1段階で要求される迅速性より正確さが必要となり、第1段階のモニタリングよりさらに広い地域について、放射性物質又は放射線の周辺環境に対する全般的影響を評価し、確認するために行われます。第2段階のモニタリングにおいては、積算線量並びに環境中に放出された人体への被ばく評価に必要となる放射性核種が対象となり、空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、環境試料中の放射性物質の濃度及び積算線量を測定、評価します。なお、このモニタリングの結果は、各種防護対策の解除にも用いられるとともに、風評対策にも資するものとなります。

下記は、上記の【第一段階のモニタリング】を拡大、強調した

【第一段階のモニタリング】には、『原子力施設又は事故の形態に応じて、大気中における放射性の希ガス、ヨウ素、エアゾル状態のウラン、プルトニウム濃度及び中性子線及びガンマ線の空間線量率並びに環境試料(飲料水、葉菜、原乳等)中の放射性ヨウ素、ウラン又はプルトニウム濃度です。』と記されている。

政府災害対策本部は上記の核種ごとの本件事故の実測値を公示しなければならないと上記は語っている。これを語らず、被ばく被害を

無いとは言えない。

上記は、非常に大切な記述である。本件事故の最大の隠ぺいは、被ばく隠しなので、上記のような<u>【第一段階のモニタリング】</u>が確実に行われていたら、山下俊一が100ミリシーベルト以下は発症しないという、事実でない言葉を公言できなかった。又、内閣府原子力被災者生活支援チームが20ミリシーベルトという固定した数値をいうことも、避難区域設定及び解除、損害賠償の区域基準を決める根拠を示すことができなかった。

本件事故では、事故発生の3月11日から虚偽が始まっていた。第一にひどいウソをついたのは、何といっても、原子力保安検査官並びに原子力防災専門官の任務懈怠だった。それに続いたのは、菅直人総理らのウソが続いたことである。

この2つのウソが、巷間に拡散されて、上記の<u>【第一段階のモニタリング】</u>が実施されずに、官邸主導のウソのシナリオが拡散されて、無知な国民を欺いた。

原発事故の特徴は、目に見えない、匂わない放射能に晒されることなので、勢い、緊急時環境放射線モニタリングの早期実施と、素早い公開が求められていた。

しかし、本件事故の場合、緊急時環境放射線モニタリング結果を、多くの国民並びに、発電所周辺自治体及び住民は知らされていない。これは、意図的であり、被ばく被害の予防の原則から言って、原災法の建前からも許されることではない。

上記に挙げた原子力安全・保安院の資料中に、【第一段階のモニタリング】が詳しく記されているので、空間線量(率)だけのデータで、被ばく被害の有無を国民に示すことができないことが明らかである。

原告がかねてから、被ばく被害の隠ぺいを非難してきたが、被害の有無を被告らは<u>【第一段階のモニタリング】</u>に基づいたデータを示さない限り、原告の被ばく被害を無いものにはできない。

双葉町災害対策本部は何も機関決定していない

双葉町は国から忘れられていたのか、蚊帳の外に置かれた主因は分からないが、 合同対策協議会を開催されなかったことで、双葉町は何も情報の共有がないの で、全て機関決定していない。異例の偽装を考えれば、国は、事故の原因と責任 に言及されては困ると、考えた結果の仕業と判断している。

「機関決定について、当町の議会の決議に至る経緯を示すと、先ず、出席議員の定足数が満たされていなければ、開会を議長が宣言することができない。議員が定足数に達していれば、議長は開会し、執行部の提案説明が行われる。提案説明が済めば議長は、審議を求める。議員から質問、意見があればこれを許可し、応答を行う。これが済めば、賛成・反対の討論を議長が発言し、採決に進む。賛成・反対の数により可決あるいは否決になる。」双葉町は合同対策協議会に参席していないので、提案を審議することはもちろん、反対、賛成の意見を述べることを遮られたので、本件事故後の全ての決定を承諾することができない。

したがって、本件事故では、合意・同意したものは存在しないまま、どこかの 誰かが事故の対応をしているので、従うことはできない。被告国は、原告に対し、 何か決まったような準備書面が散見されるが、双葉町災害対策本部では何も決 めていないので、どこかの、だれかと勘違いをしている。

情報泥棒

不利益情報の不告知

今、目の前で被ばくするというのに、情報を握りしめて離さない。どこか太平洋戦争の大本営を想像させる出来事を、現実に行ったのは菅直人その者だった。ベントで出る放射性物質は測ることは出来ない、原子炉の最後の屁のようなもので、コントロールができない。原発が降参して自然任せにすることを言うのに、菅は、双葉町と協議することなくベントを命じた。これで被ばくをさせたら、**暴行罪**になるのではないのか、少なくとも、了解をしていないので真珠湾攻撃

をされたと同じ事態だ。放射能の被害は放射性物質に汚染されたときから発生する。俗に被ばくの被害を悪意の第三者たちが「発症」を云々するが、発症は被ばくが無いと生じない。被ばくはしたが発症しないからよいだろうという考えがあるようだが、それは被ばくをしたことがない者のたわごとに過ぎない。被ばくをさせられたと「知った瞬間から味わう恐怖感」というものを知らない者が言うウソである。何でもないという証拠があれば、出してから言うものだ。

人それぞれにある「**内心的**」なことを、外部の者が云々できるものではない。 我が国は、被爆被害について長年不毛の論争をしてきているが、被爆被害を語 るのには、前段に示した apple to apple の考えでなければならない。

被ばくをさせられながら、不毛の論争に巻き込まれる時間のロスは、避けなければならいと考えている。

このような不毛の論争に巻き込んだ犯人は、「**不利益情報の不告知の主導者菅直人総理大臣**」であり、この損害は深刻なものである。

原子力安全・保安院の義務放棄

原子力安全・保安院は、**政府事故対策本部 (ERC) の事務局**を担っておきながらこれまでの経験と実績を放り投げて、自己保身に走り、**国民を原子力災害から守るという命題を投げ捨てた行為は絶対許されるものではない**。

事故前に原子力保安検査官らは、数々の安全を守る説明を私にしてきたの に、いざ事故が起きたら、発電所常駐の義務を放棄して発電所から逃げ去り、発 電所周辺自治体が知る必要がある、事故の現況を知らせなかったことは、最悪の 不作為として裁かれなければならない立場だ。彼らの裏切りを絶対許すことは 出来ない。

原子力防災専門官の義務放棄

本件「発電所破壊事件」後において、一度も名前も、顔も合わせたことがない。オフサイトセンターを開設し、参集の通知を出し、それぞれの自治体の防護のために相談に乗り、指導し被害の発生を抑えるためにある立場だが、原告が双葉町災害対策本部長であった期間、一度も彼らの存在を確認することはな

かった。有名無実だったわけではない、事故前の防災訓練には存在していたのだから、事故後には姿を隠したと考えるしかない。軍隊でいえば敵前逃亡で極刑になる立場である。

ゥ 原告及び双葉町民の権利を主張しておかなければならない

原発事故に騙される理由が無い

原発事故を容認することはない

原発事故で町を失う約束と義務はない

原発事故で家庭が壊される理由は無い

原発事故で我慢する理由は無い

原発事故で国に妨害される理由は無い

原発事故で町長職が無くなることはない

原発事故で生業が壊される理由は無い

原発事故で不当な対応を容認することはない

原発事故で放射能に曝される理由は無い

原発事故で避難の苦労をさせられる理由は無い

原発事故で迷惑な第三者(国際機関等に)に被ばくを強要されることはない

原発事故で憲法に保障された権利を奪われることはない

原発事故で苦しむことはない

原発事故で交渉の権利を奪われることはない

原発事故で人生を狂わされる理由が無い

原発事故で巻き添えにさせられる理由は無い

原発事故で病気にさせられる理由は無い

原発事故で貧乏になる理由は無い

原発事故で町民がバラバラにされる理由は無い

原発事故で事後処理をさせられる理由は無い

原発事故で子供たちが故郷を失うことはない

原発事故で部落の付き合いが無くされる理由は無い

原発事故で自然の営みの豊かさを失うことはない

原発事故で農地が壊される理由が無い 原発事故で学校が使えなくされることはない 原発事故で国に騙されることはない 原発事故で福島県に騙されることはない

> 等を現在「集団幻覚」のために、多くの町民たちは気付かないか、 気付いてもあきらめていることで、被害は深く進行中であることを 証言しておく。

従来の原子力災害対策マニュアルの6頁には以下のように記されていた。

原子力災害対策マニュアル

平成12年8月29日 原子力災害危機管理関係省庁会議 (平成13年1月6日一部改訂) (平成13年6月14日一部改訂) (平成14年3月27日改訂) (平成17年11月8日一部改訂) (平成17年12月22日一部改訂) (平成17年12月22日一部改訂) (平成19年2月19日一部改訂) (平成22年9月14日一部改訂)

(9) 人的被害の状況

①事故現場からの被救助者、行方不明者等の数、性別、その他人定事項 〔安全規制担当省庁、警察庁、海上保安庁、消防庁〕

②被ばく患者(被ばくのおそれのある者を含む。) 等の負傷者の数、負傷程度及 び収容先病院〔消防庁、厚生労働省、文部科学省〕

ここで、**被ばく患者として**、「**被ばくのおそれのある者を含む**」 と記されていることを、内閣府原子力被災者生活支援チームは、無かっ たことにはできないだろう。

被告らの損益勘定

(1) 原陪審員の偏り

原陪法は事故以前から有ったのは知っていた。そのほかの法律も事故以前からあった。事故の発生を受けて緊急事態宣言が発出されれば、当然原災法に準じた対応を取る。しかし、本件事故の場合、国は、国と事故業者に、原災法に都合の良い解釈をしてしまった。

ということは緊急事態宣言を隠れ蓑にして、政府災害対策本部は無法状態にしてしまったのだから、原賠法は死んでしまったのだ。だが、国と東電は原賠法の都合の良いところを悪用して、紛争が起きていないのに、被害者・被害自治体に断りもなく、原子力利権にかかわる者達を委員にして、あの悪意に満ちた「中間指針」というものを作った。

このようなことが起きないように、原告は双葉郡総決起大会の席上、同席していた文部科学政務官に対し、審議委員には被害者側の委員を参加させるように、 双葉郡を代表して申し込んでいた。しかし、その後何も回答がなかった。 双葉郡の代表に対して大変失礼な対応をしたのだった。

とにかく、この審議委員には原子力利権に敏い曲者がいて、事故被害額の積み 上げを計ることなく、彼らは経済優先と事業者保護を求めていた。

従って、正確な被害額の積み上げをせずに、「加害者側の経済優先を考えた中間指針」というものを作ったのである。この陳述書の冒頭で示した「apple to apple」の考えで行くと、加害者と被害者の対話によって解決をするのが基本なのだ。この考えがないのは、不調であり、不落という交わりのない平行線でしかないのだ。

原告は常に双葉郡の住民側にいたので、このようなインチキな賠償基準を承認しなかった。誤解をされると困るので、付け加えておくが、資源エネルギー庁が作った「**新賠償基準**」を双葉町が受け入れたのは、双葉町長が代わって伊澤町長になってからのことだ。

(2)被告らのための中間指針

上記にも示したが、中間指針という生い立ちを考えれば、おのずと異様な形が見えてくる。全国で争われている裁判では、この<u>イカサマ</u>な中間指針に基づいた判決があるが、私は異様としか見ていない。中間指針の作られた過程を見れば公平、中立、清潔さがないことは一目瞭然なことが、どうして裁判という神聖な場所で、不潔な判決が下りるのか不思議でならない。

イカサマと呼ぶ理由は、債権者の個々の実情が反映されていないからである。審議員には利益相反関係にあると思しき者が入り混じっているのに、適格性の審査がおこなわれていない中での金額算定は不当と思うのは、私の自然な考え方だ。

(3) 20ミリシーベルトの大失態

この20ミリシーベルトの強制は失策だ。

ウソにも限度がある、事故前に決めていた1ミリシーベルトの上限を、事故が起きたら、20倍の20ミリシーベルトに引き上げた。住民の皆さんが避難しなくても良いようにしますという断りが、法に定められていればよかったが、本件事故前に被告国と東電から提出されていた公文書には、どこにも20ミリシーベルトという数値の記載がなかった。

原告は、事故前に1ミリシーベルト以下という上限を知っていたので、1号機の爆発物を被って、これはとんでもないことが起きたと思った。

原告は、かねてから心に決めていた町民を被ばくから守るということが適わなくされた怒りと、早く被ばく環境から町民を守らなければならないということで、さいたま市まで緊急避難したのだ。

この時には、ベントで被ばくをさせられていたこと等、全く知らなかった。 いずれにしても、1ミリシーベルト以下を目指すことに神経を集中させていた ので、菅政権が防災訓練の時と同じ行動をするものと考えていたが、官邸が虚 偽の支援チームを主導するとは、まったく夢にも考えていなかった。

いろいろ分かってくると官邸が、違法な 20 倍の 20 ミリシーベルトの数値 を使い、避難の必要性を妨害し、強制被ばくを加速させて、実害を風評被害と 置き換えている政府を、災害対策基本法破りの主犯とみなすことにした。

20 ミリシーベルトは短期的に国民を騙せても、長期的には騙せない。20 ミリシーベルトを違法と知った国民がやがて、国民を騙したことの損害賠償請求の大合唱が沸き起こることが予想される。その時のためにしっかりと違法だと、ここに証言しておく。

チェルノブイリより 4 倍も高い福島の避難基 淮

年間放射線量	福島の区分	チェル	ノブイリ区 分
50mSv超	帰還困難区域	1	
20超~50mSv以 下	居住制限区域		住の義務 ゾーン
20mSv以下	避難指示解除準備区域	(強制	制避難ゾ <u>ー</u> ン)
5mSv超	(居住可能)	\	
1超~5mSv以 下	(居住可能)	移住の権利ゾー	
0.5~1mSv以下	(居住可能) _{赤の区分}		管理ゾー 立う入り禁止で

この表は、福島復興再生会議の席上、細野、平野、枝野各大臣と政務官及び官僚たちの面前で原告が、双葉町はこの表のようにしますと発表したもの。同列には佐藤雄平福島県知事、内堀副知事、県議会議長、各界代表、町村長なども列席していた。

20 ミリシーベルトを採用したい理由を原告は、被告の立場で勝手に解釈すると、「経済産業省として生き残るために、核産業の利権を守り、エネルギー産業の頂点に位置し続けることと、世界の原子力産業に類が及ばない程度の救済と賠償をするためには、被害の実情を隠し、賠償金を少なくし、電力業界を維持するための広範な判断をすると、どうしても、福島の実害を風評被害として矮小化、沈静化させることが重要課題だ。」と考えていたということになる。この為に 20 ミリシーベルトを受け入れさせ、早く帰還させ、世間から原発事故は終わったと

思わせる為に、無理ではあっても、無知な住民を説得し、帰還をさせるようにするために考えた、加害者のための論理上作文した数字である。

被害者側とは一切協議も交渉もしないようにしたのは、原告のような慎重論者がいると、目論見が外れるために、せまい囲いの中で作ったものである。

従って、20 ミリシーベルトについては公論形成していないので、<u>原告は認諾していない</u>。20 ミリシーベルトは、公的には使えない数字であることを公言しておく。

【第1段階のモニタリング】

原子力緊急事態の発生直後から速やかに開始されるもので、この結果は、放出源の情報、気象情報及びSPEEDIネットワークシステム等から得られる情報とともに、予測線量の推定に用いられ、これに基づいて 防護対策に関する判断がなされることとなります。 したがって、この段階においては、何よりも迅速性が必要となり、第2段階で行われる測定ほどの精度は要求されません。 第1段階のモニタリングの主要な対象となる放射性物質又は放射線は、原子力施設又は事故の形態に応じて、大気中における放射性の希 ガス、ヨウ素、エアロゾル・状態のウラン、プルトニウム濃度及び中性子線及びガンマ線の空間線量率並びに環境試料(飲料水、葉菜、原乳等)中の放射性ヨウ素、ウラン又はプルトニウム濃度です。

【第2段階のモニタリング】

第1段階で要求される迅速性より正確さが必要となり、第1段階のモニタリングよりさらに広い地域について、放射性物質又は放射線の周辺環境に対する全般的影響を評価し、確認するために行われます。第2段階のモニタリングにおいては、積算線量並びに環境中に放出された人体への被ばく評価に必要となる放射性核種が対象となり、空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、環境試料中の放射性物質の濃度及び積算線量を測定、評価します。なお、このモニタリングの結果は、各種防護対策の解除にも用いられるとともに、風評対策にも資するものとなります。

上記には、本件事故の真相を詳らかにする必要が記されている。原発事故は <u>災害対策基本法施行令</u>で定める災害の原因の一つとして「**放射性物質の大 量の放出**」が掲げられ、①**人為的災害の一つとして**、原子力災害が 天災と同様に災害対策基本法の適用を受けることとなりました。(本書 30 頁) と記した。人為的災害と災害対策基本法に定められていることを原子力安全・ 保安院が解説しているので、上記枠内の【第1段階のモニタリング】と【第2 段階のモニタリング】について、詳しく理解する必要がある。

被告国・原子力安全・保安院自身が示したマニュアルなので、本件事故において、上記枠内の理を確実に実行し公開しなければならない。

しかし、双葉町災害対策本部長であった原告は、【第1段階のモニタリング】と【第2段階のモニタリング】のデータを見たことがない。このデータを示さないで、原告の被ばく被害を被告らは否定しているが、実証のない戯言と反論しておく。

又、福島県が行っている「県民健康調査」で、子どもの甲状腺がんを本件事故の影響ではないと、実証のない否定をしているが、言いがかりを語っているだけだ。

被告国は、とりあえず、【第1段階のモニタリング】のデータを本法廷に、提示することを求める。

違法な組織的犯罪事案

以下に記す、恐れを知らない違法組織の「**原子力被災者生活支援チーム**」の**策文**は、被告国と被告東電の「**代理人としての存在**|を明示している文書である。

いかに本件事故は、違法体質なのかを見事に示している重要な文書を、原告は、 法に基づき解説していく。

年間20mSv 超線量地点への対応について(案)

平成23年6月10日 原子力被災者生活支援チーム

1. 年間 2 OmSv 超線量地点に対する政府としての対応

- ・政府の避難指示等の区域外であって、計画的避難区域とするほどの<u>地域的な広がりが見られない一部の地域で事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される空間線量率</u>が続いている地点が複数存在している。
- ・当該地点については、そこを離れればより低い線量であることから、必ずしも生活全般を通じて20mSvを超える懸念は少ない。年間20mSvがICRP等が示す参考レベルの範囲で最も低い数値を採用していることを踏まえれば、線量の高い地域が面的に広がっている計画的避難区域とは異なり、安全性の観点から政府として一律に避難を指示するべき状況にはない。
- ・他方で、こうした状況に不安に感じる住民がいることは当然であり、また、 生活形態や家族形態によっては、20mSv を超える可能性も否定できないこと から、政府として対応を行うことも重要。このため、当該地点に居住する住 民に対して、注意を喚起し、避難を支援、促進する必要がある。

ICRP が言う最も低いという 20mSv という数値は間違いで、ICRP は 1 から 20mSv の低い方とも述べていることを抜きにして、安全域の話をしてはいけない。上記で、「年間 20mSv が ICRP 等が示す参考レベルの範囲で最も低い数値を採用していることを踏まえれば、」について、内閣府原子力被災者生活支援チーム(以降、「支援チーム」と呼ぶ。)は、ICRP がいう 1 から 20 mSv を隠して語っていることを、自ら証明している。

下記は、だれが、だれに対して語る文書なのか、違法組織の支援チームが国民に向かって言う言葉ではない。特に、「<u>従来の原災法に基づく避難</u>指示や災対法に基づく避難指示・勧告(後述補足説明)とすることは適当でない。」ということは、支援チームが、無法組織であるから、本件事故前に発電所周辺の「自治体及び住民と、法律で約束していた

災害対応を遵守しない」と語っている。

支援チームは、自らを憲法等の国民主権を踏みにじることを、当然のように国家権力を自分たちのわがままにふるまう、本当の無法で暴力組織であることを示している。原告は、本件事故に際して、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法並びに、災害対策基本計画及び双葉町原子力災害対策計画等の改正を行っていないので、「従来の原災法に基づく避難指示や災対法に基づく避難指示・勧告(後述補足参照)とすることは適当ではない。」を、原告が双葉町災害対策本部長として、これを通告されたこともなく、認諾したことは一切ない。したがって、下記について双葉町には、合意・同意の意思を示す文書は存在しない。

3. 仕組み(法的根拠)

・当該地点は一律に避難を求めるほどの危険性はなく、今般の対応は住民に対する注意の喚起と支援表明であり、<u>従来の原災法に基づく避難指示や災対法に基づく避難指示・勧告(後述補足参照)とすることは適当ではない</u>。他方で、地点近辺の住民の安全・安心の確保に万全を期す観点から、<u>政府として対応を行う地点を特定し、この地点に対してしっかりと対策を講じていくことを対外的にも明確にしていくため、次のような仕組みをとることとする。</u>

下記は、何を語っているのか、全くわからない。無権の現地対策本部を作って おきながら、「**制度を本部(東京)で決定、現地本部に連絡**」とは、原災法の主 旨に反し、中央集権ですべてを決め、実施するということなのだろうが、これは、 違法であることは原災法が証明している。

※手続の流れ

制度を本部(東京)で決定、現地本部に連絡

- →文科省が(現地本部を通じ)詳細モニタリングデータを県、市町村に 通知
 - →現地本部が地元と指定する地点(世帯単位)を調整
- →現地対策本部長が指定する地点を市町村に通知
 - →市町村が、個別世帯に通知。避難世帯に被災証明を発行
 - →モニタリングは継続的に実施、解除は柔軟に行う。

2

1. 法理に反する行為

- ・内閣府を悪用・・・「内閣府原子力被災者生活支援チーム」という不 法組織による妨害行為は、本件最大の事故隠しで ある。
- ・既存の原子力防災組織体制を滅却したこと
- ・JCO 臨界事故の反省を葬ったこと
- ・発電所周辺の自治体及び住民を事故対応から無断で排除したこと
- ・膨大な不義、不作為がある
- ・加害者が優越的地位を悪用して、被害当事者を排している
- ・対話・協議をしないで一方的に指示をする
- ・被災者との対話・相談・合意もない
- ・ルールを示さない、了解なし
- ・避難指示等の指示は全て勝手に決めた
- ・準備されていた災害対策マニュアルを実施していない
- ・マスコミを使い同調圧力をかける
- ・不利益なことを押し付けている
- ・義務のないことを強要している
- ・承諾・合意形成はしていない
- ・既得権を侵害している
- ・確かな情報を隠し、ウソを強要している
- ・優越的地位を悪用している
- ・ウソの流布・拡散をした
- ・行政裁量を不当に執行している
- ・不当な我慢を強いている
- ・不当に双葉町を壊した
- ・不当に双葉町民を双葉町に住めなくなされた
- ・不当に賠償金を決めた
- ・不当に夢と希望を壊した
- ・不当に生業が壊された

- ・不当に家族関係が壊された
- ・不当に住民との輪・和が壊された
- ・不当に歴史の継続を壊された
- ・想定外で済む話ではない
- ・被曝の限界値を勝手に引きあげて、避難の必要性を妨害した
- ・事故前の約束を反故にした
- ・違法な20ミリの避難基準を強要している
- ・1 ミリシーベルトの約束を破った
- ・不利益情報の不告知で被害の全容を隠ぺいされた

などの反則によって得た被告らの差益は、詐取と考えている。(支 払を逃れた不当利得)

2. 詐欺の解釈

詐欺を、「事実を不実に替え、被害者と思わせないように、**『集団幻覚』**の世界に誘導して、被害者を第三者的感覚におびき寄せ、被害者が被害者ではないように騙し、被害の存在を隠滅させて善意の第三者に変え、協力者にすることにより、被害の賠償を免れて、本来支払うべき賠償金(本来の事故被害相当額)を、加害者東京電力は支払うことなく内部留保し利益に変えてしまうこと。」と解釈する。本件事故は、第一義的に規制権限を有していた国の不作為に起因するものなので、**国家賠償請求事案**である。悪質な責任回避により国家賠償を免れようとしている行為に対し、国家賠償請求要因を有しているので、これを請求する。

3. 詐欺と断定

事故時又は直前の法律は、事故時の解釈と判断に寄与することは法理だが、

「発電所破壊事件」以後においては、「想定外」を錦の御旗として、被告らの都 合に合う従来法はそのまま適用させ、都合に合わない従来法は「**優越的地位の乱** 用」により、新法作成又は改正し、遡及適用させてきた。

詐欺の解釈をする上で、このようなことが一番重要なこととしている。被害の立証はここまで詳しく述べてきたが、被害の算定に最も影響がある「原子力損害賠償法(以降、略称:「原陪法」という)」の運用については、在来法を使いながら、試算には被告らの選んだ審議員たちだけで、被告東電が支払える金額

を設定するという、前近代的な考えの下に作られたものであること。

「発電所破壊事件」においては、所管の文部科学省が、被害者の了解を得ることなく、所管外の経済産業省資源エネルギー庁に新賠償基準という素案を作らせたこと。避難指示から避難生活に入り、半年も過ぎると、避難者たちの生活資金も底をつき始めたころに、加害者救済のためと思うような粗悪な新賠償基準をマスコミで知るようになった住民たちは、悪質な内容にも気付かず、早々と市町村長を責めるようになり、挙句、「集団幻覚」を浸透させ、住民たちを、この新賠償基準を受け容れるよう誘導させたこと。この様相は、餌を絶たれた動物に例えるのは失礼だが、被告らの誤導が勝ってしまったのが実態だった。

加害者たちが自身の責任を隠しながら、加害者たちのために作られたと考え させられるような偏りが明確な「**中間指針**」というものを、被害者の申告、実態 の聞き取り、個々人の数量化、合意形成も行わず作られたのである。

これは被害者の窮状を悪用したものであるもので、被害者が、被害者のための 賠償基準ではないものを強制された「事件」と捉えている。個々の事例に基づ く被害額の正しい算定を阻み、偽装し、格安に収めたことは被害額に差益が被 告東京電力にもたらされたので、「**詐欺**」と断定できる。

10月21日(法)

浜岡原子力発電所の訓練は、マニュアルに沿ってやっていた。













代々の総理大臣が行っていたことをここでは、菅総理が継承していたのに、本件事故ではこれを行っていない。菅直人政府原子力災害対策本部長は、災害対応は何も準備されていないとウソをつき、ごまかし、被災者、国民を騙してしまった。この写真では、明確に原災法を守っていることがわかり、本件事故の対応では、菅総理が嘘をついていることが証明された。



ここで、事故前の東電は、 $0.07 \sim 0.08 \mu \text{ Sv/h}$ (0.7 mSv/y) と日本の平均値を語っていたので、裁判でもこの数字をいわなければならないだろう。

偽政府が言う 20mSv/y (2.3 μ Sv/h) で、原告に反論することは二枚舌になる。 0.08 は 2.3 と比較すると 29 倍の被ばくに耐えろと、加害者が言えるの。おかしいではないか、この広報誌が虚偽記載だったとでもいうのか、それを主張すれば、双葉郡民を騙していたことになる。

(3)騙されて失った損害

原告が主張する失ったものは、被告東電に対する信頼である。もちろん、被告 国の規制義務が果たされていなかったという信用の失墜も加味する。 更に、被害を拡大させたのは、原告(双葉町災害対策本部長)として、双葉町原子力災害対策計画に定められていた責務を、政府災害対策本部長によって機能することが阻まれ、原告を含む大勢の町民を、避けられた放射能に被ばくをさせてしまった責任について、原告が終生にわたる債務を負うことにされた被害を回復しないわけにはいかない。

本件事故の起因は、規制する側と規制される側の共同不当行為によるものなので、損害総額の持ち分は、双方で案分することになる。

略称「原陪審」で定めたという「中間指針」は、項目内容と、数量の積み上 げ及び単価の設定は、加害側(債務者)と被害者側(債権者)と突合を行い、 それぞれ合意がなければならないのに、審査会の初代会長の能見氏は原告の質 問に対し、「東京電力がすぐに支払える金額にしました」と答えた。このこと は、債務者側の意向に沿った中間指針であって、債権者を無視したものである と証言している中間指針に、原告は沿うわけにはいかないのである。

本件事故は、事故の現場から放射能と残骸が完全に撤去されるまで続くので、現在、終息は見通せないし、しかも、見込みすら立っていないのに、被告らは、収束の計画を作ってきたが、令和 5 年暮れの時点では、その計画は策文であり、廃炉の入り口まで到達していない。

原告の命には限りがあるので、事故の終息を確かめることは、叶わないと考えている。

このため、原告及び双葉町民の債権は、終息まで続き、第一世代(事故時の) から、数世代に引き継ぐことになることを、被告らは覚悟しなければならない。

○騙されて失ったものを整理すると

大項目としては、

双葉町という地方公共団体の破壊 町民の人生・家庭・家族 町という組織・秩序 侵略されない権利 既得権益

保護法益

健康権

伝承の義務

継続の義務

防災訓練の実績

対話・合意形成・町民同士のステークホルダー・ミーティング等 小項目としては、

家庭・家族

希望

目標

生活の場

学びの場

働きの場

憩いの場

趣味の場

公益の場

絆の場

終の場

弔いの場

等々

(4)騙された原告の被害

原告が被ったウソ・偽りに伴う損害は、終生であるが、井戸川家の 損害回復は、井戸川家が事故前の生活が完全に回復するまでなので、 井戸川家の債権は子孫に相続される。

核汚染物質が第一原子力発電所から搬出されるのは、500年後までかかるとみているので、井戸川家の債権は500年後まで引き継ぐことにする。

井戸川家の債権500年の概算は、年間600万円/人とする。こ

の単価は、避難場所での生計に必要な最低価格とした。

金額は、実費の積み上げになるので、本裁判では、上記の概算の単価だけを主張して置くのみで、本裁判の賠償請求額には追加しない。 弁済は、単年度末に被告東電・被告国に請求書を提示することにする。

7. むすび

本準備書面は、大変長いものになったが、原告の悔しい思いはまだ書き足りない。本準備書面の概要は、本件事故は自然災害が主因ではなく、人災が主因であり、事故前の約束と事故後のウソ、偽りを、加害者側の被告東電と被告国が優越的地位を悪用して隠ぺいし、原告及び被災者並びに国民に不当な我慢と負担を与えているため、欺罔行為及び奸詐による債務隠しと横領を赦さないための、証言と証拠等を提示したものである。

総じて本件事故を評価すると、菅直人政府災害対策本部長が率先して、災害関係法を滅却し、人の「生命、身体及び財産を保護する」役務を放棄して、被告東電の存続に国税を流用し、国益を失わせた。

法外な組織を多く作り、世論を欺いたのは犯罪であり、当たり前の国家であれば絶対許されるものではないが、本件においてはまかり通っている。

しかし、ウソ偽りには、歴史がなく、証拠もそろわないのが通例である。

本準備書面の要は、原告に対して、「不利益情報の不告知」の存在を立証した。 この不利益情報の不告知によって、原告ら双葉町民の不利益いわゆる債権は、時間の経過とともに積みあがるために、現在は予測すらできない。

原告ら双葉町民の不利益いわゆる債権とは、主に 170・171 頁のロスタイムで生じた被害は、適時、適切に事故情報が通知されていれば、避けることができた「被ばく被害」を含む。被ばく被害について詳述すると、「情報閉鎖による避難の妨害、避難が遅れて被ばくさせられた被害、被ばく被害の主張を阻まれた被害」等が主になる。

明らかな被ばく被害を偽装し、国民を騙してきた組織並びに専門家という集

団が、人為的に「被ばくをさせられた傷害事件」を無害と喧伝しているが、人に 無断で放射性物質を浴びせた行為を、いかなる法律でも合法とすることはでき ない。

本件事故においては、菅直人政府災害対策本部長による独裁と原災法、原子力 災害対策マニュアル違反による避難の妨害で、原告ら双葉町民は一生涯にわた る被ばく被害と、子孫に至る遺伝的障害の原因がつくられた。

これは、原災法の本旨である緊急事態応急対策の任務を放棄して、原告及び国 民の健康で暮らす生存権を侵害した事件であり、菅直人政府災害対策本部長の 地位の乱用により国民の生命、身体及び財産の保護の義務違反でもある。

菅直人政府災害対策本部長は、第一原子力発電所に行き、東電社員、協力企業 従業員に対して直接「決死」を迫ったことは憲法に反し、労働関係法にも反して いる。

原災法に基づく緊急事態を宣言しておきながら、菅直人政府災害対策本部長の違法行為の最たるものは、政府現地災害対策本部長に権限の委任を行わず、指揮系統を乱し、現地に設けるはずの合同対策協議会を無いものして、発電所周辺の自治体を排除し、防災訓練の実績及び事故対応関係マニュアルを無いものにして、事故対応の指針を乱し、混乱をもたらしたことは極刑に値するものである。このように、原告らの被害は時間の経過とともに、増すことはあっても、減ることは無い。

被告らのウソ・偽りに伴う被害、損害の賠償、保障は永遠に続いていくことを 覚悟しなければならない。

菅直人政府災害対策本部長の違法行為の最たるものは、無法組織の「内閣府原子力被災者生活支援チーム」の設立である。彼らの違法行為はあまたあり、その最たるものは「20 ミリシーベルト」という作為的数値の強制である。この組織が推し進める 20 ミリシーベルトによる被害は、損害賠償、汚染区域設定、避難解除等において、炉規法に告示されていた1ミリシーベルト基準の 20 倍の被ばくを是としているので、20 倍の損害が被告らにより付加されている。

更に、酷いのは、この無法組織を構成しているメンバーには、現存の行政組織が名を連ねていることだ。この組織が無法であるにもかかわらず、原災法並びに原子力災害対策マニュアルに組織されている、経済産業省の長の海江田経産大臣がチーム長にいることも異常だ。

海江田経産大臣が原子力災害対応の実務者であり責任者が、無法組織のチーム長にいることは、2つの国家が存在するという異常状態の下で、原告及び国民は無用の負担と苦しみを味わされている。

最後に、被ばく問題が専門家という方々に、学んでいただかなければならないことがある。単に ICRP や UNSCEAR らが言うのが正しいと述べているが、何と何を、どのような背景(バックグラウンド)と、日時、試料採取場所、気候条件、計測器の種類、計量証明、計測者の資格、経験、試料の原形、状態、試料化する行程、計測環境等及び有資格者が計測を行い、環境計量法における法人格が、なければならないのは当然の条件である。

終わりに、日本国家は1つで、法を厳守する国家でなければならない。